主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人富山薫の上告趣意は違憲をいうが、その実質は事実誤認、単なる訴訟法違 反の主張を出でないものであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。 (原判 決の判示は正当である。)

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三二年三月一四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	下 創	页 坂	潤	夫